

第 IV 編
資 料

第1章 主要な事業

1 保健・医療・福祉

1-1 こころとからだの健康づくりの推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|----------------------|----------------------|---|
| 市民参加による健康づくりの環境整備 | 健康に対する意識づくりの推進 | 市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って積極的に健康づくりに取り組めるように、健康推進員をはじめとする地区組織や地域づくり協議会と協働した活動を展開します。そのために、本市の健康課題を踏まえた分かりやすい指導や研修を行い、計画的に人材を養成します。 |
| 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援 | 母子保健事業の充実 | 保健・医療・福祉がより連携し、支援が必要な妊婦へ早期に対応することにより、妊婦が安心して産み育てられる環境を整えます。 「こんにちは赤ちゃん訪問」（2か月児全戸訪問）、各種健診や教室の実施により、育児支援・障がい児療育の充実を図ります。 学校や保健所と連携し、思春期の性教育などによる、望まない妊娠の予防を推進します。 |
| 生活習慣病の発症予防、重症化予防 | 健診内容の充実、効果的な保健指導等の推進 | 健診内容の充実を図るとともに、健診データ等の分析・活用により、効果的な保健指導及び健康教育を推進します。 |
| | 健診受診の促進と適切な健康情報の提供 | 健診及び健康に関する適切な情報の提供により、継続的な受診を勧めるとともに、さまざまな事情により受診行動につながらない人への働きかけを行い、受診促進を図ります。 |
| | 歯科保健事業の推進 | 80歳で20本以上の歯を保つことを目標に、家庭・保育園や認定こども園・学校・職場と連携し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた歯科保健事業を推進します。 |
| 地域社会が連携したこころの健康づくり | 自殺予防対策の推進 | 自殺の要因となりえるうつ病や統合失調症等の精神疾患や自殺予防に関する正しい知識を市民が持ち、その予防や周囲の人々への早期の対応ができるよう、専門医や関係機関と連携し、自殺予防対策の普及啓発を行います。 また、専門相談会の継続と関係職員の相談対応能力の向上を図ります。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定健診（国保ドック・集団健診）受診率の向上 | 55.3% | 51.0% | 52.1% | 52.2% | 50.8% | 49.8% |
| 特定健診肥満者（BMI25以上）割合の減少 | 男性 23.8% | 22.5% | 22.6% | 22.7% | 22.9% | 24.2% |
| | 女性 19.7% | 20.3% | 19.2% | 19.9% | 20.1% | 20.1% |
| 自殺者数の減少 （過去10年間の平均人数） | 25人 | 24人 | 24人 | 23人 | 22人 | 22人 |

1-2 地域完結型保健医療体制の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------|------------------------------|---|
| 地域医療体制の充実 | 魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携強化 | 体系的な医療体制充実のために、魚沼基幹病院、市立病院・診療所、民間医療機関の機能・役割分担を明確にし、医師会を含めた連携強化に取り組みます。 |
| | 魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）の充実 | 地域の医療機関間の安全で効率的な連携を推進させるための魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）への市民の加入を促すとともに、機能の充実を図ります。 |
| 持続可能な市立病院の運営 | 市立病院等の経営安定化 | 市立病院（南魚沼市民病院・ゆきぐに大和病院）等の持続的な運営体制を構築するため、医師・医療スタッフの充実に努めます。また、役割分担に応じた機能の充実と経営の安定化を図り、患者本位の診療方針の確立による安全・安心の医療の提供に努めます。 |
| 予防医療・在宅医療の推進 | 保健との連携強化による予防医療の充実 | 魚沼基幹病院をはじめとする医療機関と母子保健事業の連携により、安心して妊娠・出産・子育てができる包括的な支援体制を構築します。 |
| | 介護との連携強化による在宅医療の推進 | 南魚沼市民病院に訪問看護ステーションやホームケアステーションを設置し、医療機関と連携した在宅医療を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------|----------------|-----|-----|-----|---------|---------|
| 魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加 | 平成 25 年度より事業実施 | | | | 1,324 人 | 4,946 人 |

1-3 子育て環境の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|----------------|-----------------------------|---|
| 地域で支える子育て支援の充実 | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児と保護者を対象とした子ども同士のふれあいや遊びの場「ほのぼの広場」をはじめ、子育て相談や情報提供、子育ての仲間づくりなど、子育て支援を総合的に行う場の充実を図ります。また、父親や祖父母が参加しやすい環境づくりを進めます。 |
| | ファミリーサポートセンター事業 | 子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いをしたい人（提供会員）が会員となり、会員同士で支えあう有償ボランティア組織の円滑な運営を図るとともに、組織体制の強化と会員の増加に努め、地域の中で支えあう子育てを推進します。 |
| | 全天候型遊びの広場の設置 | 既存施設の有効利用により、主に小学生以下の児童と保護者が、のびのびと遊ぶことができる屋内広場の早期設置の検討を進めます。 |
| 保育サービスの充実 | 特別保育事業などの整備充実 | 民間事業者との連携を強化し、民間保育園の受け入れや公立保育園の統合等を進め、延長保育、乳児保育、休日保育などのニーズに対応した保育サービスの向上に努めます。 |
| 放課後児童の健全育成の推進 | 放課後児童クラブ（学童クラブ）・放課後子ども教室の充実 | 就学児童の健全な育成を図るため、学童クラブと放課後子ども教室を学校内に整備し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供します。 |
| 子育て家庭への支援の充実 | 子育てにかかる経済的負担の軽減 | 国や県の制度を有効に活用し、医療費や保育料などの子育てにかかる経済的負担を軽減します。 |
| | 要支援児の支援体制等の充実 | 発達支援事業「遊びの教室」において、遊びを通じて発達を促す方法を伝えるとともに、保護者の不安の解消と、保育園などでの円滑な生活を支援します。また、家庭相談窓口の充実や新たな支援方法の構築に努めます。 |
| | 要保護児童の支援体制の充実 | 児童虐待の防止を図るとともに、要保護児童の早期発見・早期対応による支援の充実を図るため、「南魚沼市要保護児童対策地域協議会」を活用した事業の推進と体制の強化を進めます。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認可保育所に占める公立保育園の割合 | 89% | 89% | 88% | 88% | 85% | 85% |
| 放課後子ども総合プランの実施か所数の増加 | 平成26年度より事業実施 | | | | | 0か所 |

1-4 障がい者福祉の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|------------------|--------------|--|
| 相互理解と共に支えあう社会の推進 | 広報啓発活動の推進 | 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の必要性について周知を図ります。また、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、さまざまな機会をとらえて障がい者との交流や福祉に対する啓発を進めます。 |
| | 連携ネットワークの充実 | 保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による支援を総合的に提供するため、官民協働による連携ネットワークの充実を図ります。 |
| 自立支援と社会参加の促進 | 障がい福祉サービスの充実 | 障がい者が自立した日常生活、社会生活を送れるように、総合的な障がい福祉サービスを提供します。また、地域の実情に応じたサービスの提供体制の充実を図ります。 |
| | 社会参加の促進 | 障がい者が積極的に社会と関わりながら、いきいきと暮らし続けるために、市民や関係団体と連携して必要な支援を行うとともに、社会参加を促進します。 |
| | 雇用と就業の推進 | ハローワークや関係団体との連携を強化し、障がい特性に応じて、個々の能力を発揮して働けるよう、雇用の促進と就労支援を進めます。 |
| 障がいの早期発見・早期対応の推進 | 障がい児支援の充実 | 障がいの疑いがある子どもが、地域の中で健やかに成長できるよう、保健、医療、福祉、教育の連携による早期発見、早期療育・治療を図るとともに、発育の状況に応じた切れ目のない支援に努めます。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 居宅介護サービスの1人当たり利用時間数の増加 | 8.1 時間/月 | 8.1 時間/月 | 8.5 時間/月 | 9.9 時間/月 | 10.6 時間/月 | 10.8 時間/月 |
| 生活介護サービスの1人当たり利用日数の増加 | 15.4 日/月 | 16.9 日/月 | 19.0 日/月 | 19.3 日/月 | 19.0 日/月 | 19.3 日/月 |

1-5 高齢者福祉・介護の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------|---------------------|---|
| 介護予防の充実 | 地域性を活かした介護予防活動の充実 | 地域性を活かした柔軟な介護予防事業の展開により、参加者の増加を図るとともに、介護を必要としない体づくりと認知症予防の支援に努めます。 |
| 安心して利用できる介護サービスの充実 | 「地域包括ケアシステム」の構築 | 医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築します。 |
| | 在宅介護サービスの充実 | 既存の団体等を活用し、市独自の人員基準や内容での展開による訪問型サービスの充実を促し、きめ細かな支援体制を構築します。また、要介護の状況に応じて、可能な限り自立した生活が自宅で続けられるよう、南魚沼市民病院と連携し、定期巡回・随時対応型サービスの体制整備に取り組みます。 |
| 高齢者の社会参加と自立支援 | 就業機会の確保 | 高齢者が自らの経験や技能を活かし、生きがいをもって充実した生活をおくれるよう、南魚沼シルバー人材センターと連携し、就業機会の確保を図ります。 |
| | 生涯学習、ボランティア活動への参加促進 | 関係機関・団体等と連携し、高齢者が意欲を持って参加できる趣味・スポーツ・学習活動やボランティア活動の場を提供し、参加を促進します。 |
| | 高齢者福祉サービスの提供 | 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域で安心して生活するための支援とサービスを提供します。 |
| 共に支えあう環境づくり | 地域でつくる高齢者の安全・安心の推進 | 高齢者が地域で安全・安心に暮らすために、行政区、関係機関・団体等と連携し、高齢者の虐待防止や特殊詐欺などの犯罪被害を防止する活動を推進します。 |
| | 認知症高齢者等の見守り支援 | 認知症についての正しい知識を普及させるとともに、早期相談・発見・対応できる体制の充実を図ります。また、高齢者見守り活動など地域全体で共に支えあう環境づくりを推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|
| 前期高齢者の要介護認定率の減少 | 3.3% | 3.4% | 3.3% | 3.1% | 3.0% | 2.9% |
| 筋力づくり教室参加率の増加（65～79歳） | 5.3% | 5.3% | 5.9% | 6.8% | 6.9% | 9.0% |

1-6 地域で支えあう福祉の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|-----------------|---|
| 市民主体の地域活動への支援 | 老人クラブ活動への支援 | 高齢者の主体的な活動を推進するため、各地区の老人クラブ活動を支援します。 |
| | サロン活動への支援 | 居場所づくり・仲間づくりなど市民の主体的な活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地域住民や高齢者・障がい者・子育て中の親子が集うサロン活動を支援します。 |
| | ボランティアセンター事業の推進 | 助けあい活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体間の連携や情報共有を進め、ボランティアセンター活動の活性化と担い手の育成に努めます。 |
| | 地域活動への参加促進 | 地域福祉活動への市民の参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、認識と理解を深める周知を行うとともに、参加のきっかけづくりや交流・学習などの機会の提供を推進します。 |
| 社会福祉団体との連携強化 | 社会福祉団体との連携強化 | 地域福祉の推進のため、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生委員児童委員、老人クラブ等の各種団体との連携を強化します。 |
| 生活困窮者への支援 | 支援体制の整備 | 複合的な要因で生活に困窮している市民の自立を促すため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備を進めます。 |
| | 子どもの学習支援 | 親から子への貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭の子どもの学習支援と生活支援を進めます。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加 | 18,006 人 | 19,782 人 | 17,914 人 | 17,143 人 | 17,161 人 | 18,538 人 |

2 教育・文化

2-1 学校教育の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------------------------|---------------------|---|
| 学ぶ意欲を高め、 確かな学力を育成 する教育の推進 | 幼児教育の充実事業 | 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育の充実によって、体と心のバランスのとれた子ども達をはぐくみます。 また、地域での自然体験等を通して「不思議だな」と感じる心をはぐくみます。 |
| | 教育改革推進事業 | 地域と連携した教育ボランティアの活用や各校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、日本語支援講師や ALT の活用による国際理解教育、英語教育の質向上を推進します。 また、全国標準学力検査の結果等により学力状況を把握しながら授業の改善に努め、学力向上に努めます。 |
| | 特別支援教育事業 | 一人ひとりのニーズに応える特別支援教育を推進するため、介助員を配置し、適切な指導と必要な支援を行います。 |
| | 学校相談体制の充実 | 義務教育期の児童・生徒の実態に基づいた小・中学校における相談・指導・支援体制の充実により、不登校等の児童・生徒の減少を図ります。 |
| | 教育課程特例校事業 | 国際大学等との連携や ALT、国際理解人材バンク登録者を活用し、すべての小学校で、教育課程特例校制度*の指定による「国際科」の授業を実施し、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力を育成します。 |
| 幼児教育と小学校の 接続カリキュラムの 円滑な推進 | 自立の育成 | 幼児期の終わりから児童期（低学年）にかけて「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）を育成できるよう、幼児期のアプローチカリキュラム、小学校でのスタートカリキュラムの取組を推進します。 |
| いじめや不登校対策の 推進 | いじめの防止対策事業 | 「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校、行政、児童相談所、警察など関係機関との連携を円滑に進め、いじめ、不登校の実態把握、分析結果の情報共有を図りながら、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 |
| | 子ども相談体制の充実 【再掲】 | 義務教育期の児童・生徒の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実とともに、適応指導教室の充実を図り、不登校児童・生徒に対する適切な指導・支援に努めます。 |
| 学校教育施設の 整備 | 小・中・支援学校設備等整備 事業 | タブレット端末などを活用した授業の推進のため、学校の情報機器の更新整備を行います。 |
| | 学校給食センター再編整備 事業 | 学校給食センターの再編や大規模改修、民間活用について、保護者や地域へ早い段階から情報提供と説明を行い、計画的な整備推進に努めます。 |
| | 老朽施設大規模改修事業 | 少子化の影響による小学校統合を視野に入れた年次計画を立て、吊天井などの非構造部材の耐震化や大規模改修を計画的に推進します。 |
| 小・中学校の連携 強化 | 小・中学校連携教育実践研究 事業 | 小・中学校 9 年間の継続した教育ができるよう、中学校区ごとの小・中学校による学習指導研修会を実施し、児童・生徒の「自立・自律」をはぐくむための学校・地域・関係機関の「連携」と「かかわり」のあり方について研究する取組を推進します。 |

| | | |
|---------------|--------------------------------|---|
| 高等教育との連携・交流支援 | 国際大学・北里大学保健衛生専門学院・長岡技術科学大学との連携 | 保育園、認定こども園、小・中学校と北里大学保健衛生専門学院等の高等教育機関との相互連携や交流事業を推進します。また、国際理解教育の一環として国際大学留学生との連携を促進します。長岡技術科学大学との連携による「小中学校教員研修講座」への教員の参加や児童・生徒の学校施設見学、出前講座等の取組を推進します。 |
| 総合教育会議の充実 | 総合教育会議の開催 | 総合教育会議において、教育環境の整備や地域特性に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策を検討します。また、市長と教育委員会との円滑な意思疎通を図り、市の教育課題や目指す姿を共有しながら、市民の声を反映した教育行政を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------------------|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 学級生活に満足している子どもの割合が60%を超える学級の増加 | 平成22年度より実施 | 67.5% | 70.2% | 69.8% | 74.7% | 61.9% |
| 家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が70%を超える学級の増加 | 平成22年度より実施 | 小学校 74.5% | 80.3% | 76.2% | 81.9% | 87.2% |
| | | 中学校 31.0% | 40.4% | 27.3% | 21.6% | 48.1% |

* 教育課程特例校制度：文部科学大臣が学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学習指導要領等によらない教育課程を、学校を指定して編成し、実施することを認める制度で、本市では全小学校を指定し、全学年で国際化の授業を実施。

2-2 生涯学習の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-----------|------------------|--|
| 生涯学習機会の充実 | 教養講座の充実 | 市民のだれもが参加できる多様な教養講座の充実を図ります。 |
| | 図書館主催事業の充実 | 立地条件、館としての魅力を活かした教養講座等の主催事業の充実を図ります。 |
| | 市民カレッジ（仮称）事業の推進 | 生涯にわたって継続的に、だれでも、いつでも、さまざまな分野の知識が得られ、体験できる環境を整備するため、「学びの郷 南魚沼プラン」としての市民カレッジ（仮称）事業を推進します。 |
| 生涯学習施設の整備 | 生涯学習センター（仮称）設置事業 | だれもがいつでも学び、集い、交流できる生涯学習センター（仮称）の設置を推進します。 |
| | 図書館の充実 | 蔵書の拡充や利用しやすさの向上により、乳幼児から高齢者まで幅広い市民が本に親しみ、学び、情報を得やすい「知の拠点」としての図書館の機能充実を図ります。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|
| 公民館1講座当たり参加者数の増加 | 188人 | 202人 | 211人 | 165人 | 145人 | 153人 |
| 市民1人当たり図書館蔵書貸出冊数の増加 | 1.5冊 | 1.5冊 | 1.5冊 | 1.6冊 | 1.5冊 | 3.2冊 |

2-3 地域文化の振興

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|--------------------------|--|
| 地域文化の振興 | 文化振興事業 | 各地域および各団体の文化活動を支援するとともに、新潟大学人文学部との連携協定や南魚沼市民会館等を活用した市民の文化活動により、世代間の交流促進、地域の伝統文化の保護や継承、文化活動への参加促進と充実を推進します。また、文化施設を適切に管理しながら、施設ごとに特徴づけをして効率的かつ効果的に活用し、質の高い文化芸術の発信に努めます。 |
| 地域文化・伝統の継承と推進 | 郷土史編さん事業 | 地域の歴史を記録として後世に残すため、郷土史編さん事業を推進します。 |
| | 公文書保存事業 | 将来の貴重な歴史的資料となる現代の公文書の保存に関する調査研究と、収集された資料の活用及び保存を進めるとともに、後世に継承するための公文書館の設置等を検討します。 |
| | 国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業 | ユネスコ無形文化遺産である越後上布の価値と継承の重要性を積極的に発信するとともに、その技術の保存と継承者の育成を推進します。 |
| | 浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗保存活用事業 | 典型的な裸押合いの習俗を残す県内でも数少ない祭りの保存に努めるとともに、その情報を積極的に発信し、国指定重要無形文化財の指定を目指します。 |
| 文化財の保護と活用 | 国指定史跡坂戸城跡整備事業 | 石垣の修復事業に取り組みます。 |
| | 県指定文化財維持管理事業 | 県指定文化財の適切な保護と管理に努めるとともに、その活用を推進します。また、蟻子山古墳群、飯綱山古墳群、余川中道遺跡の調査と保存を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 社会文化施設利用者数の増加 | 132,139 人 | 121,391 人 | 105,841 人 | 90,092 人 | 95,604 人 | 96,874 人 |
| 博物館等の利用者数の増加 | 27,863 人 | 22,280 人 | 31,621 人 | 37,275 人 | 31,739 人 | 36,140 人 |

2-4 生涯スポーツの推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 体育施設利用利便性向上による生涯スポーツの推進 | インターネット予約システム構築事業 | インターネットを利用した予約システムの構築によって、施設稼働率の向上と、体育施設を気軽に利用できる環境づくりを目指します。 |
| 総合型地域スポーツクラブの充実 | 総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 指導者の確保、スポーツ・ツーリズムの推進、新たな冬季スポーツへの挑戦等、民間の情報発信力や運営能力を活かした事業の充実を支援します。また、市内 2 団体目の総合型地域スポーツクラブ設立を目指します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市民 1 人当たり指定管理体育施設の利用回数の増加 | 4.82 回 | 4.96 回 | 4.83 回 | 5.09 回 | 4.95 回 | 4.98 回 |
| 学校開放体育館稼働率の向上 | 未把握 | 未把握 | 未把握 | 未把握 | 53.3% | 51.3% |

2-5 地域・家庭教育の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-----------------|-----------------|---|
| 家庭の教育力向上の推進 | 家庭教育支援事業 | 子育てや家庭教育を安心して行えるよう、市民・団体・行政が協働し、親の育ちを応援する体験型の学習機会の提供や、多くの保護者が参加する機会を捉えての情報提供など、さまざまな状況に応じての支援を推進します。 |
| 青少年の健全育成の推進 | 青少年健全育成推進事業 | 青少年育成南魚沼市民会議を中心とした取組や、青少年育成指導員の活動を推進します。 |
| 家庭が地域とつながる取組の推進 | 学校・家庭・地域の連携促進事業 | 家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「しゃべり場サロン」などの保護者が気軽に立ち寄れる家庭教育支援の場や、学校支援地域本部によるふるさとへの愛着と誇りをはぐくむ地域ぐるみの教育支援を推進し、学校・家庭・地域の連携を促進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭教育関係事業の参加者数の増加 | 2,700人 | 3,525人 | 5,840人 | 5,563人 | 7,227人 | 5,307人 |

2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------------|------------|---|
| 不登校の子どもへの支援の充実 | 子ども相談体制の充実 | 義務教育期の児童・生徒の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実とともに、適応指導教室の充実を図り、不登校児童・生徒に対する適切な指導・支援に努めます。 |
| ニート、ひきこもり、不登校等の若者への支援の充実 | 若者相談体制の充実 | 中学校卒業から39歳までのニート、ひきこもり、高校中退者、困り感のある若者などの社会参加が困難な若者の自立を支援するため、居場所の提供とともに、かかわり、寄り添う支援や相談体制の充実を図ります。 |
| 困難を有する子ども・若者の家族への支援の充実 | 家族相談窓口の設置 | 不安や悩みを持つ子ども・若者の家族に対する家族相談窓口の設置や、関係機関との支援ネットワーク整備を図り、「寄り添い」を重視した体制づくりを推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不登校発生率の減少 | 小学校 0.46% | 0.42% | 0.43% | 0.44% | 0.51% | 0.62% |
| | 中学校 3.52% | 2.67% | 3.69% | 3.94% | 3.69% | 3.43% |
| 若者相談窓口の相談件数等の増加 | 若者相談件数 21件 | 22件 | 17件 | 35件 | 42件 | 34件 |
| | 居場所利用者 2人 | 4人 | 3人 | 8人 | 12人 | 11人 |
| 家族相談窓口の相談件数の増加 | 未実施 | | | | | |

2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|------------|--------------------------|---|
| 野外・環境教育の推進 | 子ども自然教室 | 地域住民の協力による子ども自然教室を開催し、豊かな自然を活かしたさまざまな体験活動を通して、子ども達の生きる力をはぐくみます。 |
| | 青少年育成会事業 | 各地区青少年育成会事業の中で、クリーン作戦、生物調査、野鳥観察、天文教室などを通じた野外・環境教育への取り組みを促進します。また、子ども達と地域が一体となって環境に対する理解と行動を深め、それを次世代へと繋げられる地域社会の構築を推進します。 |
| | 自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進 | 市独自の社会科副読本を活用し、ふるさと南魚沼市の自然についての環境教育、地理的特性や「文化としての雪」を学び雪に親しむ教育、防災教育、伝統文化を伝える教育などの充実を図ります。 |
| 連携活動の支援・推進 | ボランティアスタッフ・ジュニアリーダーの養成 | 青少年育成会や子ども会の連携活動を推進するため、ボランティアスタッフやジュニアリーダーの養成に努めます。 |
| | ネットワーク支援事業の推進 | 青少年育成会や子ども会等が、学校、地域とともに地域に根ざした野外・環境教育活動を実施できるように、関連する諸団体を結ぶネットワークづくりを推進し、指導者同士の情報共有や連携を促進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数の増加 | 3,851人 | 3,937人 | 4,290人 | 3,943人 | 3,277人 | 1,438人 |
| 子ども会連絡協議会へ参加する子ども会数の増加 | 39団体 | 39団体 | 37団体 | 36団体 | 34団体 | 29団体 |

3 環境共生

3-1 自然環境の保全

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------|----------------------|---|
| 自然環境の保全 | 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造 | 貴重な動植物の保護に努めるとともに、生態系に考慮した環境配慮対策を進め、身近な生き物との共存を推進します。 |
| | 身近な水辺環境づくり推進事業 | 自然な形態を残す河川の保全、河川などの水辺環境の適切な維持管理を推進するとともに、市民等による水辺クリーン運動などを支援します。 |
| | 湧水継承保全事業 | 湧水の PR に努め、観光資源化や地域の特産商品としての湧水の活用を推進するとともに、市民との協働による保全に努めます。 |
| | 森林環境保全育成事業 | 地域の持つ森林の多面的機能への理解を深め、親しめる環境教育を推進するとともに、地元産木材や間伐材の利用を促進し、森林環境の保全を推進します。また、県が行う『にいがた「緑」の百年物語一木を植える県民運動』と連携し、森林環境保全育成活動のための募金活動を実施します。 |
| | カーボンオフセット制度活用事業 | 地域の森林の保全と、より効果的な整備推進のために、カーボンオフセット制度の活用を図ります。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 河川水 BOD 値の水準維持 | 1.4mg/L | 1.5mg/L | 0.9mg/L | 1.2mg/L | 0.8mg/L | 1.0mg/L |
| カーボンオフセットクレジット 「銘水の森」販売量の増加* | 平成 25 年度より事業実施 | | | | 13 t | 50 t |

* 単年度数値のため、基本計画における「施策の達成目標・指標値」の「H26 現在値」（H25～26 年度の累計販売量）とは異なります。

3-2 循環型社会の推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|----------------|------------------------------|---|
| 循環型社会のための体制の確立 | 環境基本計画推進事業 | 「南魚沼市環境基本計画」の推進によって、市民・事業者・行政が自らの問題として環境保全を意識し、連携・協力して取り組むことを目指します。 |
| | 事業者の環境 ISO やエコアクション 21 取得の推奨 | 国・県が進める環境 ISO やエコアクション 21 の市内事業者による取得を推奨し、環境保全意識の向上を促進します。 |
| ごみ減量化とリサイクルの推進 | ごみ減量化の推進 | 生ごみの分別処理とレジ袋及び事業系紙ごみの削減について周知を徹底し、ごみの減量化を図ります。 |
| | リサイクルの推進 | 資源ごみの分別回収のさらなる推進とともに、資源物回収補助事業を実施し、リサイクル率の向上を目指します。 |
| | デスポーザーの活用 | 市内の一部下水道処理施設で下水汚泥を利用した消化ガス発電施設の稼働（平成 28 年度末予定）に向け、デスポーザーの使用を市民に推奨し、家庭の生ごみ排出量の削減と資源化を図ります。 |
| 効率的なごみ処理体制の推進 | ごみ処理・し尿処理施設の効率的な維持管理の推進 | 新たに建設するし尿・汚泥等を県流域下水道施設へ投入する施設や、ごみ処理施設の効率的な維持管理を推進します。また、ごみの不法投棄、不適正処理の防止と監視に努めます。 |
| | 新たなごみ処理施設の整備 | 新たなごみ処理施設の建設に向け、魚沼市、湯沢町と、ごみの分別、収集・運搬、処理方法について検討を行います。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭系ごみの1人当たり搬入量の減少 | 565g/日 | 594g/日 | 632g/日 | 623g/日 | 637g/日 | 623g/日 |
| 事業系ごみの1人当たり搬入量の減少 | 472g/日 | 474g/日 | 533g/日 | 408g/日 | 437g/日 | 417g/日 |
| リサイクル率の向上 | 16.0% | 15.9% | 12.9% | 16.3% | 16.2% | 16.7% |

3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|---------------|--|
| 省エネルギーの推進 | 省エネルギー事業 | 省エネルギー社会の実現に向け、市民、事業者、行政の協働による啓発活動を推進するとともに、広報活動を強化します。 |
| 新エネルギーの活用 | エネルギー転換事業 | 新エネルギーの調査研究を推進し、太陽光などの代替エネルギーの普及に努めます。特に国内有数の豪雪地帯であることを活かした雪氷冷熱利用や、地下水に依存しない再生可能エネルギー等による消融雪方法の研究を推進します。 |
| バイオマスタウン構想の推進 | バイオマスの地域内循環活用 | 「バイオマスタウン構想」に基づき、地域の自然環境、産業構造などと調和したバイオマスの循環活用を進め、環境への負荷軽減と循環型社会の実現を目指します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|------|------|-----|
| ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数の増加 | 46台 | 65台 | 80台 | 126台 | 102台 | 85台 |

3-4 生活環境の向上

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------|------------|--|
| 安全な生活環境の向上 | 生活環境保全推進事業 | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤沈下の典型7公害の防止対策について日常的な観測体制の充実を図り、県と連携した公害防止対策に取り組むとともに、不適切な廃棄物処理の防止対策を推進します。 |
| 地盤沈下対策の継続・強化 | 地盤沈下対策事業 | 地下水利用による消雪のための井戸の新設が禁止されている地盤沈下地域を対象に、宅地内雪処理施設の整備にかかる費用の一部を補助し、冬期の生活空間と安全の確保を図ります。また、地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進するとともに、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 地盤沈下量の減少 (過去5年間の平均値) | 2.7cm | 2.3cm | 1.48cm | 1.96cm | 1.96cm | 2.02cm |

4 都市基盤

4-1 計画的な土地利用の推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|------------|--------------|--|
| 都市計画の推進 | 立地適正化計画の推進 | 居住・商業・福祉などの都市機能の立地、公共交通の充実についてまちの将来の姿を示す立地適正化計画の策定に向け、地域住民と行政の協働による検討を進めます。 |
| 国土調査事業の推進 | 国土調査事業の推進 | 土地の保全、開発及びさらなる土地利用が見込まれる六日町地区中心市街地を優先し、計画的に調査を実施します。 |
| 都市公園の活用と充実 | 公園長寿命化計画の策定 | 計画的な予防保全（点検、補修、補強等）による長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図ります。市民の利用しやすい公園機能を確保することにより、明るく健やかな空間を維持します。 |
| まちなみ景観の形成 | まちなみ景観づくりの推進 | 地域住民と行政の連携により、地域のまちなみと調和した景観づくりを体系的、効果的に進める取組を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 合併後の平坦地国土調査済面積割合の増加 | 未把握 | 7.4% | 12.5% | 17.0% | 21.0% | 25.7% |

4-2 ひとにやさしいまちづくり

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------|-------------------|---|
| 公共交通体系の確保・維持 | 市内交通ネットワーク整備事業 | 市民バスについて継続的に見直しを行い、持続可能な体制整備を推進します。また、鉄道や道路との有機的な連携を図りながら公共交通体系の整備を推進します。 |
| 円滑な道路網の整備 | 基幹広域交流軸整備事業 | 広域交流の基幹となる国道などの道路網の整備を促進します。 |
| | 主要幹線整備事業 | 本市の骨格を形成する主要地方道や一般県道など、主要な幹線道路の整備を促進します。 |
| | 市内ネットワーク道路網整備事業 | 幹線道路へのアクセス道路や生活道路など、市民の生活に密着した市道の安全性と利便性を向上させ、人と環境に優しい市内道路ネットワークの機能充実を推進します。 |
| 災害や雪に強い道づくり | スノートピア道路事業（流雪溝整備） | 地下水のくみ上げによる地盤沈下が深刻化している六日町地区中心市街地の除排雪のため、流雪溝を整備し、地盤沈下の抑制を図ります。また、未供用路線について、整備に向けた運用や計画の見直しを行うとともに、必要水量の確保のために新たな水利権の取得を目指します。 |
| | 消雪パイプフレッシュ事業 | 雪に強い道路交通網を確保するため、老朽化が進む消融雪施設の計画的更新を図ります。 |
| | 道路防災整備（雪寒）事業 | 雪崩などの災害を回避し、四季を通じて安全に道路が利用できるように、道路防災設備の計画的な維持を図ります。 |
| 道路施設の計画的な修繕 | 橋りょう長寿命化修繕事業 | 長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕工事を計画的に推進します。 |
| | 道路ストック点検 | 5年ごとに道路施設点検を実施し、計画的な道路施設の維持管理を図ります。 |
| 交通安全対策の推進 | 交通安全教育の推進 | 交通指導員・警察・交通安全協会等と連携し、保育園、認定こども園及び小・中・支援学校での交通安全教室を実施します。また、高齢者の加害事故減少に向けた交通安全教育とともに、運転免許証の自主返納を促すための支援を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市民バスの市民1人当たり 利用回数の増加 | 1.22回* | 1.14回 | 1.09回 | 1.03回 | 0.92回 | 0.87回 |
| 交通事故件数の減少 (過去5年間の平均事故件数) | 263件 | 241件 | 226件 | 216件 | 211件 | 192件 |

*大和地区のデータがないため推計値。

4-3 住環境の整備

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-----------------|-----------------------|--|
| 住みやすい住環境 の提供 | 住生活基本計画の策定 | 住生活基本計画を策定し、若者や子育て世代の定住を促すとともに、誰もが住みやすい住環境づくりを推進します。 |
| | 公営住宅整備事業 | 安全・安心で快適な住環境整備のために、老朽化した公営住宅の、長寿命化計画に基づく計画的な改修を推進します。 |
| | 住宅改修支援事業 | バリアフリー化などに配慮した安心して快適に暮らせる住環境づくりのために、融資貸付制度などを活用した増改築を支援します。また、個人住居の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修の費用を支援するとともに、長寿命化住宅、長期優良住宅、省エネルギー化住宅の周知啓発や各種相談・アドバイス体制の充実を図ります。 |
| | アスベスト除去支援事業 | アスベストの飛散を防止し安心して生活できるように、民間建築物のアスベスト含有調査及び除去工事に対する支援を推進します。 |
| 雪への対処機能 強化 | 克雪住宅推進事業 | 住宅の屋根や、地盤沈下区域内の宅地、事業所の屋根、敷地等の克雪化への重点的な支援によって、克雪の住環境整備を推進します。 |
| | スノートピア道路事業（流雪溝整備）【再掲】 | 地下水のくみ上げによる地盤沈下が深刻化している六日町地区中心市街地の除排雪のため、流雪溝を整備し、地盤沈下の抑制を図ります。また、未供用路線について、整備に向けた運用や計画の見直しを行うとともに、必要水量の確保のために新たな水利権の取得を目指します。 |
| 空き家バンクの 整備 | 空き家の利活用体制の構築 | 関係機関と情報共有し、空き家を有効に利活用するための情報発信の体制づくりを推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 克雪屋根改修補助件数の 増加 | 3件 | 17件 | 7件 | 6件 | 13件 | 8件 |
| 宅地内融雪施設設置補助件 数の増加 | 3件 | 1件 | 5件 | 5件 | 8件 | 3件 |

4-4 上下水道の整備

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------|-----------------|---|
| 安定した持続可能な水道事業の推進 | 水道施設の計画的な更新・再構築 | 水道事業のアセットマネジメント（資産管理）*の実践により、水道施設の計画的な更新や再構築を検討します。また、施設の長寿命化対策や畔地浄水場の縮小により、更新事業費の削減を目指します。 |
| | 老朽管の更新 | 老朽管の更新を計画的に進め、耐震化率や有収率の向上を目指します。 |
| | 緊急水源の確保 | 災害時でも安定して安全な水が供給できるよう、旧水道水源のうち効率良く取水できる施設の再利用を図るなど、災害時の緊急水源の確保に努めます。 |
| | 民間活力の導入 | サービスの向上と経営の効率化を図るため、上下水道料金に関する業務を民間に委託します。また、民間資金の活用による施設整備や運営等、官民連携による運営基盤の強化や経営の効率化を検討します。 |
| 豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進 | 公共下水道事業 | 国の下水道長寿命化支援制度*を活用して既存施設の計画的な修繕・更新を行います。また、処理場、ポンプ場など重要施設の耐震化対策を行います。 六日町地区中心市街地の浸水対策として寺裏雨水幹線都市下水路などの整備を推進します。 |
| | 汚水処理体系の整備再編 | 効率的な汚水処理を目指し、農業集落排水の公共下水道への統合を計画的に推進します。 |
| | 浄化槽市町村整備推進事業 | 公共下水道と農業集落排水の整備地域以外において浄化槽の整備を推進します。 |

* 水道事業のアセットマネジメント（資産管理）：持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動。

* 下水道長寿命化支援制度：日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道の事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した「長寿命化対策」を含めた計画的な改築を推進するための事業制度として創設（国土交通省）。これにより、「下水道長寿命化計画」の策定に係る費用及び同計画に基づく計画的な改築・更新が支援されます。

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 上水道有収率の向上 | 77.8% | 79.9% | 78.6% | 79.5% | 79.6% | 77.9% |
| 配水管の耐震化率の向上 | 0.4% | 0.7% | 1.4% | 2.2% | 3.2% | 5.0% |
| 下水道水洗化率の向上 | 78.3% | 78.8% | 80.4% | 81.5% | 82.8% | 86.0% |

5 産業振興

5-1 農業の振興

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-------------------|----------------------|--|
| 農地集積化の推進 | 人・農地プラン推進事業・農地中間管理事業 | 「人・農地プラン」と「農地中間管理事業」を有効に活用するとともに、農業者への周知を図り、農地の集積化と農業者の生産組織化・法人化を推進します。 |
| 特産品の販売促進と6次産業化の支援 | 特産品の販売促進 | 南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品をさまざまな場面で宣伝するとともに、関係団体と協働しながらブランド力の向上を図り、販売を促進します。 |
| | 6次産業化の支援 | JAや直売所をはじめ、商工業等とも連携した6次産業化を支援するとともに、新商品の開発や販路の開拓に取り組みます。 |
| 畜産業と水産業の支援 | 畜産業の支援 | 生産性の向上、コスト削減等による経営体質の強化を支援します。また、南魚沼広域有機センター等の活用による耕畜連携と循環型農業を推進します。 |
| | 水産業の支援 | 錦鯉の品質向上を支援するとともに、水産資源の活用や生産支援を推進します。 |
| 農業基盤の整備 | 経営体育成基盤整備事業 | 圃場や農道の整備等により、農地の機能を向上させる農業生産基盤の充実を図ります。 |
| | 農村地域防災減災事業 | 農業生産活動の維持と農地災害防止のため、農業用施設等の防災・減災整備を推進します。 |
| | 用排水基盤の整備 | ため池の耐震化、基幹水利施設や用排水路の更新等により、用排水基盤の整備を推進します。 |
| | 多面的機能支払交付金事業 | 農業・農村が持つ、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するために、地域の共同活動への交付金支給などによる支援を促進します。 |
| 農業の担い手育成支援 | 農業振興対策補助事業 | 持続性のある農業経営ができるように、新規就農者への支援事業等の補助事業を活用し、次代の農業を担う人材育成を支援します。 |
| 環境保全型農業の推進 | 環境保全型農業直接支援対策事業 | 環境保全型農業の確立のため、有機物の資源化の推進や、南魚沼広域有機センターの活用を図ります。 |
| 食の安全の推進 | 農業振興対策補助事業 | 安全・安心な南魚沼産農産物の生産に取り組むとともに、パンフレット、ポスター、WEBサイト等による消費者への情報提供を推進し、消費者と生産者の相互理解を図ります。 |
| 鳥獣被害防止対策の推進 | 鳥獣被害防止総合対策事業 | 対策組織・猟友会等と協働し、被害を受けにくい環境づくりや、ハコワナ・電気柵の設置などによる鳥獣被害の防止対策を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|-------|
| 経営農地面積 7ha 以上の稲作農家（高度担い手農家）数の増加 | 78 戸 | 83 戸 | 87 戸 | 93 戸 | 99 戸 | 108 戸 |

5-2 林業の振興

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------------|-----------|--|
| 森林資源の活用と 林業基盤の整備 | 森林資源活用事業 | 主に集落有林・生産森林組合林を対象に、利用間伐について研究し、資源の有効利用の可能性を検証します。 また、森林資源の活用を目指し、ペレットストーブ等設置補助金制度や「南魚沼の木で家づくり事業」の補助金制度の充実を図るとともに、周知と利用を促進します。 |
| | 林道整備事業 | 木材の搬出や生産の効率化のため、林道整備を推進します。 |
| 林地の保全と機能 誘導 | 私有林保育事業 | 私有林・共有林を対象に、育成整備や間伐材の利用促進、地域の里山・奥山の森林保全整備の推進を支援します。 |
| | 分収造林事業 | 地域資源として重要な森林を維持するため、市行造林地*を対象に、山林所有者等との協議により計画的かつ継続的な保育を推進するとともに、今後必要な保育水準を検討し、林地の機能誘導に取り組みます。 |
| 治山事業の推進 | 地すべり防止事業 | 地すべり危険箇所における防災施設の整備や老朽化しつつある施設の点検調査を推進するとともに、必要に応じた長寿命化対策を検討します。 |
| | 県営・市営治山事業 | 山地の荒廃防止や荒廃地の復旧を行うとともに、林地の維持を推進し、地域の山地保全を図ります。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 間伐材の利用量の増加 | 147t | 280t | 129t | 272t | 233t | 247t |
| 地元産木材の利用量の増加 | 2,177 m ³ | 1,066 m ³ | 608 m ³ | 2,307 m ³ | 4,135 m ³ | 1,018m ³ |

* 市行造林地：土地所有者と市が分収目的をもって、市営で造林・保育すること。

5-3 観光の振興

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|------------------|----------------|--|
| 地域資源を活かした四季観光の推進 | 地域資源の活用 | 自然・文化・歴史・温泉など、さまざまな資源を活用し、四季それぞれの魅力を活かした観光客誘致を推進します。地域資源に物語性を付加した情報発信により、南魚沼ブランドを構築するとともに、イメージアップを図ります。 |
| 国際観光の推進 | 国際観光の推進 | 国際大学や観光協会と連携し、多言語に対応したパンフレットや HP の作成、受け入れ体制研修会などを実施します。 |
| | 広域観光の推進 | 雪国観光圏と連携し、案内標識の整備や広域観光ルートの形成を進めます。 |
| 道の駅「南魚沼」の有効活用 | 情報発信の強化 | 多数の観光客が訪れる道の駅「南魚沼」の情報発信力を強化し、観光客の利便性向上を図ります。 |
| | 地域の活性化のための活用 | 憩いの広場の遊具増設の検討や休憩交流棟の活用により、地域の活性化を推進します。 |
| | 特産品の開発・販売体制の構築 | 農業分野との連携を図り、地域資源を活用した新たな特産品の開発を支援するとともに、外国人観光客を対象とした販売体制の構築を推進します。 |
| ニュー・ツーリズムの推進 | ニュー・ツーリズムの推進 | スノーシューツアーなどの雪国体験プログラムの開発、スポーツ施設を活用した合宿の誘致、農村の暮らしを体験・学習できる体験観光など、新たな視点による誘客の強化を図ります。また、地域資源を有効に活用してコンテンツ産業と結び付けた、物語性のある地域の新たな魅力を発信し、観光誘客を推進します。 さまざまなイベントの参加者と地域との交流を促進するとともに、特産品、周辺観光などへの波及を図ります。 |
| 食によるまちおこしの推進 | 食によるまちおこしの推進 | 「食」に着目して各種事業者や団体と連携し、地域振興と観光誘客を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 観光入込客数の増加 | 4,665,980 人 | 3,258,480 人 | 3,001,480 人 | 3,497,160 人 | 3,737,420 人 | 4,013,207 人 |
| 道の駅「南魚沼」入込客数の増加 | 平成 24 年度より事業実施 | | | 258,936 人 | 365,790 人 | 404,329 人 |

5-4 商工業の振興

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-------------------|--------------------|---|
| 中心市街地の活性化 | 総合力による中心市街地活性化 | 中小企業基盤整備機構などの助言を得ながら、商工会や商店街、地域住民などの地域の総合力により、「稼ぐ力」を引き出す活性化方針の合意形成を進めます。 |
| | 空き店舗、空き地対策 | 商店街後継者の発掘や第二創業、新規出店を支援する施策を整備し、空き店舗や空き地の解消を目指します。 |
| 産業の育成支援 | 企業支援制度の充実 | 企業立地促進条例の見直しや新たな支援策を制定することにより、新規産業や小規模企業を支援する制度の拡充を図ります。 |
| | 企業経営基盤の支援 | 各種融資制度の見直しを行い、企業の経営基盤を支援する制度の充実を図ります。 |
| | 6次産業創出の支援 | 農業分野との連携を図り、地域の特産品、農産品、自然環境などを有機的に結び付けた特色ある新商品開発やそれらを活用した6次産業の創出を支援します。 |
| 地域ラウンドテーブルによる産業支援 | ニュー・ビジネス創出支援事業 | 産官学金の連携（地域ラウンドテーブル）を活用し、市内企業の販路拡大や事業拡大に向けた取組を支援するとともに、課題の共同研究や創業支援セミナーの実施、講演会の開催により人材育成と企業活動の活性化を図ります。 |
| | 地域経済イノベーションサイクルの構築 | 地域の資源・人材・資金等を活用することで、民間事業者による新たな事業の実現化を促す地域経済循環型産業構造（地域経済イノベーションサイクル）を構築し、産業力の底上げと地域資源の付加価値を高め、交流人口を増加させる取組を進めます。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 商工会会員数の維持 | 1,830人 | 1,806人 | 1,768人 | 1,752人 | 1,742人 | 1,714人 |
| 認定創業者数の増加 | 未実施 | | | | | |

5-5 雇用の促進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------|-----------------|---|
| 職業能力の向上と雇用の場の確保 | 職業訓練共同施設活性化事業 | 職業訓練共同施設との連携により、産業構造や雇用環境の変化、働き方の多様化、少子高齢化などに対応した新たな職業能力開発事業を推進します。 |
| | 雇用の場の安定確保 | 公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、安定的な雇用の場の確保を図ります。 |
| | 雇用の情報提供と市民意識の把握 | ICT等を活用して、企業や社員を紹介する情報などを積極的に提供することにより、求職者と企業の相互理解を図ります。 また、雇用に関する市民の希望や意見の把握に努め、雇用のミスマッチの解消を図ります。 |
| 若い世代のUIJターン就職希望者支援 | UIJターン就職希望者支援 | UIJターン就職希望者への積極的な広報活動を進めるとともに、希望者の要望や状況に応じた具体的な支援の実施により、地域の労働力の確保と地域経済の活性化を図ります。 |
| | 働く魅力の向上 | 若い世代の高学歴化に伴い、雇用条件や職種とのアンマッチが起きていることから、雇用条件の改善を進め、働きたいと思える環境づくりを推進します。 |
| 若者・女性への就職支援 | 若者就職支援事業 | 企業や勤労者からの要望を踏まえた職業訓練プログラムの提供により、就職に有利な技能の習得や人材育成を進め、若者の就業能力向上を支援するとともに、職場定着を促します。 |
| | 女性就職支援事業 | 育児休業などの子育てと仕事を両立する支援制度のPRと利用の促進により、離職せずに妊娠・出産・育児等ができる環境の整備と、離職経験者の再就職を促す職業訓練の充実や制度の整備を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------------|----------------|-------|------------------|------|------|------|
| 雇用促進奨励金の対象従業員数の維持 | 26人 | 43人 | 43人 | 60人 | 41人 | 73人 |
| 職業訓練共同施設の「在職者・求職者訓練」受講者数の維持 | 541人 | 480人 | 348人 | 494人 | 586人 | 504人 |
| 昼夜間人口比率の増加 | 98.6% (H17) | 99.6% | 国勢調査（5年ごとに実施）で把握 | | | |

6 行財政改革・市民参画

6-1 行財政運営の効率化

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|-------------------|---------------------|--|
| 効率的・効果的な 行財政運営 | 行政改革大綱の推進 | 平成 23 年度に改定した行政改革大綱に基づき、引き続き、「人件費の抑制、内部経費の削減、投資経費の抑制、行政水準の明確化、繰出金見直し、公債費の縮減、歳入の確保」について、あらゆる分野で財政の健全化に努めます。 |
| | 公共施設の効率化対策と 機能整備 | 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の効率的な運営、機能整備を推進するとともに、人口減少社会へ対応するため、老朽化や利用状況等の分析による施設の統廃合を検討します。 |
| 行政評価の活用 | 総合計画の推進と進行管理 | 総合計画の進行管理を図るため、施策ごとに設定した指標について、年度ごとに進行状況を管理し、結果を公表します。また、指標の妥当性についても検証を行います。 |
| | 行政評価の実施 | 都市行政ネットワーク会議分析*1 のベンチマーク*2 による評価を継続するとともに、総合計画指標の進行管理を行うことで施策の進捗状況を把握します。 |
| 職員の資質向上 | 人事評価システムの推進 | 職員の資質向上を目指し、人事考課制度のさらなる活用による職員の自己啓発意識を高めるとともに、所属長が責任を持つ職場研修を行い、部下育成・人材育成を計画的に実施します。 |
| | 職員の資質向上 | 専門研修を効率的、体系的に実施することにより、実務能力や市民ニーズへの的確な対応能力の向上を図り、「地方の時代」にふさわしい高度な専門能力、合意形成力を持つ職員の養成を目指します。 |
| 民間活力との協働 | 民間委託、公設民営移行の 推進 | 民間企業等の識見や経験を活かした施設の有効活用や効率的な施設運営を目指すとともに、民間委託、指定管理者制度等による公設民営への移行を推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政健全化指標の適正化 (実質公債費比率) | 22.1% | 20.7% | 19.1% | 17.5% | 16.9% | 16.3% |
| 財政健全化指標の適正化 (将来負担比率) | 167.4% | 155.9% | 158.1% | 159.9% | 153.9% | 155.0% |

*1 都市行政ネットワーク会議：都市自治体のマネジメント改革を推進するため、行政評価や行政改革手法について研究、情報交流を行う場として、総合研究開発機構（NIRA）、（財）日本都市センター、地方シンクタンク協議会等により設立された機関で、現在、本市を含めて全国約 80 の地方自治体がこれに参加しています。

*2 ベンチマーク：評価するための指標のことであり、上記会議では、「NIRA 型ベンチマークモデル」という評価手法を使用して行政評価を行っています。

6-2 協働のまちづくり

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------------|---------------------|--|
| 市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保 | 市民の声が活かされるシステムづくり事業 | 審議会などへの委員公募、市民の声の募集、まちづくり会議や出前説明会、各地域での市政懇談会開催などで、政策形成段階から、施策の妥当性・実効性の検証に市民の声を活かす仕組みとして確立します。 |
| 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実 | 地域コミュニティ活性化事業 | 地域の特性を活かした地域おこし活動の支援を進めるため、12地区の地区センターを拠点とした地域づくり協議会の機能充実と、中間支援組織の創設による推進体制及び地域間連携の強化を図り、地域コミュニティの活性化を推進します。 |
| 市民による幅広いボランティア活動の推進 | 地域に根ざしたボランティア活動の支援 | 幅広い分野のボランティア活動への、より多くの市民の参加を促すため、地域づくり協議会などと情報共有しながら仕組みづくりを進めます。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市政懇談会への参加者数の増加 | 750人 | 645人 | 566人 | 545人 | 622人 | 457人 |
| 地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額の増加 | 2,920万円 | 2,920万円 | 3,470万円 | 3,520万円 | 4,198万円 | 3,810万円 |

6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|----------------|---|
| 防災体制の強化 | 地域防災計画の推進 | 地域防災力の向上を図るため、「南魚沼市地域防災計画」に基づき災害予防、応急対策及び復旧対策の体制整備を推進します。また、防災訓練、自主防災リーダー研修等の実施による自主防災組織の強化と人材育成を支援します。 |
| | 情報伝達手段の整備・拡充 | 災害情報の収集と、市民への確実な伝達のため、防災無線の維持管理を推進するとともに、情報伝達体制のさらなる整備・拡充を図ります。 |
| 防犯、消防・救急体制の強化 | 地域防犯体制の支援 | 地域における市民主体の防犯体制づくりを支援します。 |
| | 応急手当の普及啓発 | 応急手当に関する知識と技術を普及させ、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を図ります。 |
| | 消防団装備の充実 | 消防団員の安全確保と消防団活動の強化のため、ライフジャケット等の災害時の装備の充実を図ります。 |
| | 消防車両及び施設の整備 | 消防車両及び施設の適正管理を推進するとともに、計画的な更新による消防体制の充実を図ります。 |
| | 住宅防火対策の推進 | 市民への住宅等防火指導を行うとともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。 |
| 避難所等の整備推進 | 避難所等の整備推進事業 | 公共施設の耐震化を進め、避難所の確保を図ります。 |
| 砂防施設整備の促進 | 砂防事業 | 斜面の崩壊や土砂流出による災害を防ぎ、地域の安全を確保するため、必要箇所への適切な砂防施設整備と既存施設の維持を図ります。 |
| | 急傾斜地崩壊危険箇所整備事業 | 崩壊の危険性がある箇所への適切な施設整備を推進します。 |
| | 雪崩危険箇所整備事業 | 雪崩の危険性がある箇所への適切な施設整備を推進します。 |
| 水害防止施設整備の促進 | 河川整備事業 | 水害のない環境づくりで市民生活の安全・安心を確保するため、河川整備の促進と維持を図ります。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 救急講習受講者数の増加 | 3,482人 | 4,187人 | 3,490人 | 3,246人 | 4,137人 | 3,661人 |
| 防災情報メール登録者数割合の増加 | 平成24年度より事業実施 | | | 未把握 | 未把握 | 8% (4,585人) |

6-4 情報化の推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|--------------------------|-----------------------|--|
| 高速インターネット網の活用 | 光ファイバー設備の増強 | 開発計画が確認された地域の光収容数を逐次調査し、開発計画に合わせた光収容数の不足分の増強を図ります。 |
| | 高速インターネット網の利活用促進 | 市民向けサービスへの高速インターネットの利用に関する調査研究を行い、地域に即したサービスの提供を検討します。 |
| 行政システムの高度化と市民サービスの向上 | 行政システムの高度化と効率化 | 住民記録や税、福祉関連などの行政システムの更新に合わせ、機能、セキュリティ、コスト面に重点を置いた見直しを行い、その高度化と効率化を図ります。 |
| | 証明書発行業務の機械化 | 住民票等証明書の発行について一層の機械化を推進し、市民の利便性向上を図ります。 |
| 「探しやすい」「利用しやすい」ウェブサイトの充実 | 多様な情報端末に対応したウェブサイトの構築 | CMS*更新を契機に（平成28年3月）、急速に利用が進むモバイル端末に対応し、利用者が情報を得やすく、利用しやすいウェブサイトの構築を目指します。 |
| 多様化する情報発信ツールの有効利用 | 情報発信手段の充実 | モバイル端末の急速な普及とともに多様化する情報発信ツールに対応するため、市公式ウェブサイトの情報を補完するフェイスブックによる情報発信や、広報紙の2次利用として「i広報紙」の利用を促進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市のウェブサイトアクセス数の増加（年間訪問延べ数） | 566,369回 | 505,061回 | 515,932回 | 604,957回 | 692,840回 | 782,868回 |
| 光ファイバー回線加入率の向上 | 平成22年度より事業実施 | 21.23% | 42.28% | 51.51% | 57.37% | 60.45% |

* CMS (Contents Management System) : コンテンツマネジメントシステム。ウェブサイトを管理・更新するシステムのこと。

6-5 交流の推進と国際化

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------------|-------------------|---|
| 地域間交流の支援 | 地域コミュニティ活性化事業【再掲】 | 地域の特性を活かした地域おこし活動の支援を進めるため、12 地区の地区センターを拠点とした地域づくり協議会の機能充実と、中間支援組織の創設による推進体制及び地域間連携の強化を図り、地域コミュニティの活性化を推進します。 |
| 広域連携の推進 | 近隣自治体との連携推進事業 | 近隣自治体との公共施設やスポーツ施設の相互利用や、共通課題への取組を共同で進め、相互補完型の圏域形成を図ります。 |
| 都市間連携の推進 | 都市間連携推進事業 | 国内の友好親善都市の歴史や文化の情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民参加型の交流事業の実施や市民団体などによる交流の取組を支援し、交流人口の増加を図ります。 |
| 国際化の推進 | 国際交流推進事業 | 市民を主体とした姉妹都市交流の推進と国際交流団体の活動支援を行います。また、国際大学や市民ボランティア団体等との連携により、市民の英語力や国際理解力の向上を図ります。 |
| 次代を担う子ども達の国際理解教育の推進 | 成長や興味に応じた国際理解教育 | 国際大学等との連携や ALT、国際理解人材バンク登録者を活用し、国際感覚に優れた心豊かでたくましい児童・生徒の育成を図ります。また、すべての小学校での「国際科」授業や中学生の海外派遣など、子ども達の成長に合わせ、興味のある対象に応じた国際理解教育の機会を提供します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 近隣自治体からの「南魚スポーツパラダイス」への参加者数の増加 | 79 人 | 75 人 | 82 人 | 69 人 | 80 人 | 69 人 |
| 国際理解教育活動事業への参加者数の増加 | 158 人 | 154 人 | 123 人 | 140 人 | 149 人 | 124 人 |

6-6 共感と共生のまちづくり

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|---------------|---|
| 人権尊重のまちづくりの推進 | 人権尊重の推進事業 | 人権擁護委員による人権相談業務のさらなる充実を図り、関係機関との連携を密にしながら、人権啓発ネットワークの整備拡充を図ります。また、互いの人権を尊重し、思いやりのある社会の実現に向け、「人権教育・啓発推進計画」に基づく人権思想の普及啓発活動をさまざまな場面で推進し、市民の参加を促進します。 |
| 男女共同のまちづくりの推進 | 男女共同参画推進プラン事業 | 社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、共に輝く豊かな地域社会の実現に向け、「男女共同参画プラン」に基づく啓発活動と環境づくりを推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市の審議会・委員会等の女性登用率の向上 | 21.9% | 23.4% | 23.1% | 21.5% | 22.9% | 22.9% |
| 行政区における区長・執行部役員の女性割合の増加 | 未把握 | 未把握 | 未把握 | 未把握 | 未把握 | 未把握 |

6-7 総合的な人口減少対策の推進

| 施策 | 主要な事業 | 事業概要 |
|---------------|------------------|--|
| 若い世代の交流機会の拡大 | 出会い・婚活を支援する体制づくり | 市民団体や民間企業等との連携により、若い世代の結婚や恋愛への希望をかなえるための支援体制づくりを進めるとともに、出会いや結婚を支援する婚活パーティーや講座などを開催します。 |
| 若い世代の移住・定住の促進 | 移住者へのサポート体制構築 | 移住を総合的に支援する体制を構築し、ICTを活用したコンテンツの発信、交流事業やセミナーの開催などにより、移住希望者への積極的なアプローチを図ります。 |
| | 総合的な定住促進事業 | 若い世代が地域に愛着や誇りを感じ、住み続けたいくなるまちづくりを目指し、妊娠・出産・子育てへの支援充実を図り、子どもを育てやすい環境の整備と社会の形成、活力あるまちづくりを推進します。 また、賑わいを創出するイベントや事業の実施、支援により、定住促進につながるまちの魅力向上に努めます。 |
| シニア世代の移住の促進 | 地域資源を活かした移住促進事業 | 教育機関や医療機関を含めた地域資源を活用しながら、アクティブシニアの移住を促進します。 また、移住者の生涯学習や国際理解活動等への参画を促進することで、移住者のやりがいの増進とともに地域の力としての活躍を促し、新たな活力に満ちたコミュニティづくりを推進します。 |

| 指標の名称 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間の出生人数の増加 | 485人 | 512人 | 534人 | 477人 | 469人 | 451人 |
| 年間の転出者数と転入者数の差の減少 | 転出超過 402人 | 転入超過 32人 | 転出超過 269人 | 転出超過 287人 | 転出超過 275人 | 転出超過 237人 |

第2章 総合計画策定のあゆみ

1 総合計画審議会への諮問

南魚企画第69号
平成27年10月29日

南魚沼市総合計画審議会
会長 佐藤 昂 一 様

南魚沼市長 井 口 一 郎

第2次南魚沼市総合計画（案）について（諮問）

第2次南魚沼市総合計画を策定するにあたり、南魚沼市総合計画審議会条例（平成16年条例第12号）第2条の規定により、別添の第2次南魚沼市総合計画（案）についてご審議願ひ、忌憚のないご意見をいただきますよう諮問申し上げます。

2 総合計画審議会からの答申

平成27年10月29日

南魚沼市長 井 口 一 郎 様

南魚沼市総合計画審議会
会長 佐藤 昂 一

第2次南魚沼市総合計画（案）について（答申）

平成27年10月29日付け南魚企画第69号で諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、提案された第2次南魚沼市総合計画（案）については、原案どおり進めることで異議がないことを答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程で各委員から出された意見・提案を十分に尊重し、配慮されるよう要望します。

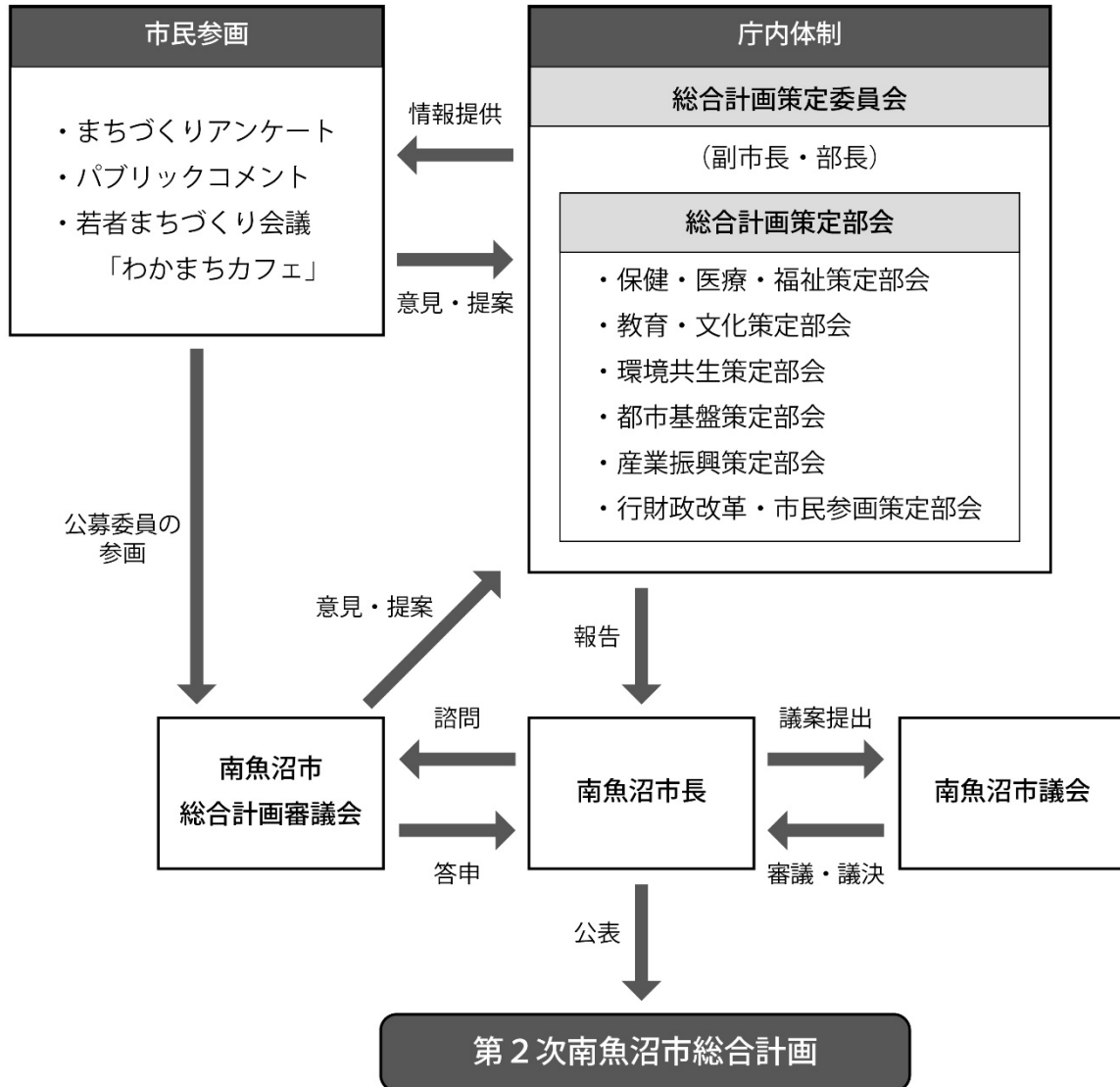
3 総合計画審議会委員名簿

任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
 公募委員任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

| 区分 | 氏名 | 地域 | 備考 |
|-------------|--------|--------------------|------------------------------|
| 識見を 有する者 | 小野塚 昭治 | 塩沢 | (一社)南魚沼市観光協会 会長 |
| | 川島 亜紀子 | 大和 | (一社)育ちの種 代表理事 |
| | ◎佐藤 昂一 | 六日町 | 六日町工業クラブ 顧問 |
| | 佐藤 吉昭 | 大和 | (公財)池田記念スポーツ文化財団 顧問 |
| | 鈴木 省三 | 六日町 | 六日町商工会 会長 |
| | 高野 修一 | 大和 | (一社)雪国青年会議所 前理事長 |
| | ○高野 孝子 | 塩沢 | NPO法人エコプラス 代表理事 |
| | 高橋 四郎 | 六日町 | 南魚沼市体育協会 会長 |
| | 田中 せつ子 | 大和 | 男女共同参画市民会議 前会長 |
| | 戸田 要一 | 六日町 | 南魚沼市民生委員・児童委員 |
| | 町田 誠 | 塩沢 | 金城の里指定管理者 (有)まちだプランニング 代表取締役 |
| 三原 伸子 | 六日町 | 南魚沼市食生活改善推進員協議会 会長 | |
| 公募委員 | 笠原 章 | 六日町 | |
| | 高橋 俊夫 | 塩沢 | |
| | 山岸 健一 | 六日町 | |

◎会長 ○副会長

4 総合計画策定体制



5 総合計画策定経過

| 日付 | 総合計画審議会 | 庁内、市議会等 | 備考 |
|-------------------|--|---|------------------------|
| 平成26年 9月5日～30日 | | 【事務局】まちづくりに関する 市民アンケート実施 | 平成27年1月公表 |
| 10月～ | | 【事務局】第2次総合計画策定方針の検討 | |
| 11月15日 | | 【若者まちづくり会議】 平成26年度第1回わかまちカフェ | |
| 12月4日 | 平成26年度第2回審議会 ○第2次総合計画策定方針について 審議 | | 審議会委員12名 |
| 12月～ | | 【事務局】基本構想（素案）の検討 | |
| 平成27年 1月15日 | 委員公募 | | |
| 1月18日 | | 【若者まちづくり会議】 平成26年度第2回わかまちカフェ | |
| 2月27日 | | 【庁内】主要事業検討会議 ○策定スケジュール及び基本構想（案）の 作成 ○庁内に総合計画策定委員会及び策定部会 を設置 | 策定委員会委員： 職員15名 |
| 3月2日 | 公募委員決定（3名） （任期H27.4.1～H28.3.31） | | |
| 4月2日 | 平成27年度第1回審議会 ○策定スケジュールの審議 ○基本構想（案）の審議と承認 | | 審議会委員15名 |
| 4月～5月 | | 【総合計画策定部会】起草作業 ○第1次総合計画の施策、目標の検証と課 題整理 | 策定部会：6部会 職員54名 |
| 6月1日 | | 【総合計画策定委員会】第1回策定委員会 ○基本構想（案）による施策の方向性検討 | |
| 6月 | | 【総合計画策定部会】起草作業 ○分野ごとの体系整理及び基本計画（案） 作成 | |
| 7月1日 | | 【総合計画策定委員会】第2回策定委員会 ○基本計画（案）の内容検討 | |
| 7月27日 | 平成27年度第2回審議会 ○基本計画（案）の審議 | | |
| 8月3日 | | 【総合計画策定委員会】第3回 策定委員会 ○第2回審議会での意見を踏まえた修正内 容の検討 | |
| 8月20日～ 9月15日 | | パブリックコメント（意見募集）実施 | 11名から15件の 意見（同意見7件） |
| 8月～9月 | | 【総合計画策定部会】起草作業 ○第2回審議会やパブリックコメントでの 意見を踏まえた修正・確認 | |
| 9月26日 | | 【若者まちづくり会議】 平成27年度第1回わかまちカフェ | |
| 10月2日 | | 【総合計画策定委員会】第4回 策定委員会 ○第2次総合計画の庁内における最終検討 | |
| 10月29日 | 平成27年度第3回審議会 ○諮問 ○第2次総合計画の審議 ○答申 | | |
| 12月8日 | | 【市議会】本会議において基本構想を議決 | |
| 平成28年3月 | | 第2次南魚沼市総合計画を公表 | |

第 2 次 南 魚 沼 市 総 合 計 画

自然・人・産業の和で築く 安心のまち

発 行 新潟県南魚沼市

〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話 025-773-6672

E-MAIL kikaku@city.minamiuonuma.lg.jp

編 集 南魚沼市 総務部 企画政策課

発行日 平成 28 年 3 月



第2次南魚沼市総合計画



平成28年3月
新潟県南魚沼市

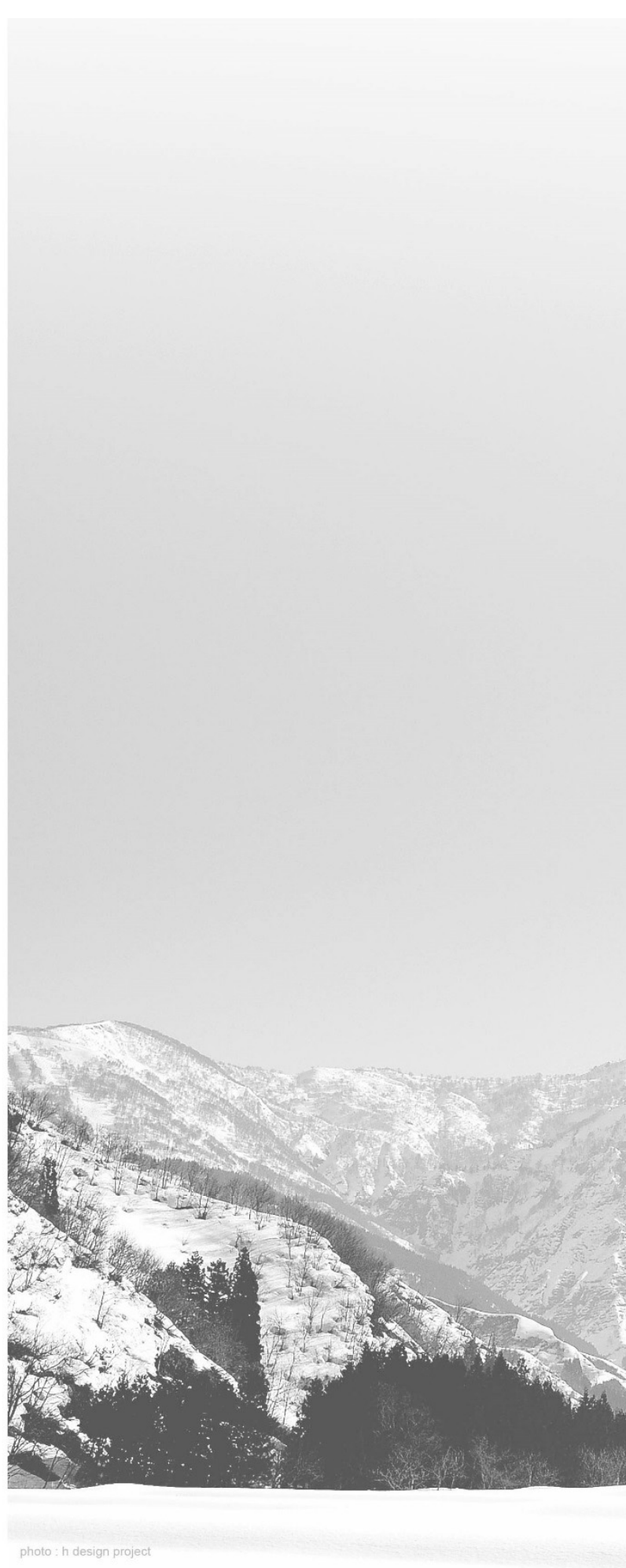


photo : h design project